

令和6年度あきる野市障害福祉サービス事業者等指導監査結果

令和6年度に障害福祉サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	上代継在宅地域支援センター	計画相談支援	令和6年6月11日
2	上代継在宅地域支援センター	障害児相談支援	令和6年6月11日
3	上代継在宅地域支援センター	児童発達支援	令和6年6月12日
4	友セカンド	共同生活援助	令和6年7月11日
5	リンク秋川教室	児童発達支援	令和6年7月29日
6	放課後等デイサービス悠友キッズ	放課後等デイサービス	令和6年8月1日
7	放課後等デイサービスウィズ・ユアあきる野	児童発達支援	令和6年8月26日
8	放課後等デイサービスウィズ・ユアあきる野	放課後等デイサービス	令和6年8月26日
9	合同会社h&s Mahalo	居宅介護支援	令和6年9月12日
10	合同会社h&s Mahalo	重度訪問介護	令和6年9月12日
11	短期入所コア	短期入所	令和6年9月12日
12	放課後等デイサービス コア	放課後等デイサービス	令和6年9月13日
13	このこのリーフあきる野教室	放課後等デイサービス	令和6年10月31日
14	さんらいず	児童発達支援	令和6年11月20日
15	さんらいず	放課後等デイサービス	令和6年11月20日
16	グループホームあきる野	共同生活援助	令和6年12月18日
17	ポリバレンタ	共同生活援助	令和7年1月16日
18	グループ・ホームとも	共同生活援助	令和7年2月12日
19	放課後等デイサービス一歩すてっぷ	放課後等デイサービス	令和7年2月19日
20	ゆくい	就労継続支援B型	令和7年2月20日
21	プロシード	就労継続支援A型	令和7年3月14日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営	23	66
サービス	17	68
会計	0	1
合計	40	135

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
個別支援計画	・アセスメントを実施した際は、その内容を適切に記録すること ・サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画を作成すること ・個別支援計画を交付したことを記録すること ・モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、その結果を記録すること ・その他個別支援計画に関する事項	3 8	厚労令第 28 号第 15 条 厚労令第 29 号第 15 条 都条例第 155 号第 10 条、第 199 条準用（第 54 条） 都条例第 139 号第 12 条、第 76 条準用（第 12 条）
運営規程・重要事項説明書	・重要事項説明書に必要事項（第三者評価の実施状況、緊急時対応方法、受給者証発行自治体の苦情対応機関等）を記載すること ・運営規程に必要事項（虐待の防止のための措置に関する事項等）を記載すること ・運営規程と重要事項説明書に記載している事項が相違している	2 1	都条例第 155 号第 36 条 都条例第 139 号第 45 条
勤務体制・研修機会の確保	・従業員の資質向上のための研修を全ての従業員に実施し、記録すること ・従業員の勤務表に必要事項（従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を記載すること	1 5	都条例第 155 号第 11 条、第 43 条準用（第 11 条）、第 188 条準用（第 11 条） 都条例第 139 号第 14 条、第 76 条準用（第 14 条）
衛生管理等	・感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置（感染症対策を検討するための委員会の開催、研修及び訓練の定期的な実施）を講じること	1 2	都条例第 155 号第 34 条、第 108 条準用（第 90 条）、199 条準用（第 90 条） 都条例第 139 号第 76 条準用（第 39 条）

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例第 155 号」：東京都障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 155 号）

「都条例第 139 号」：東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営基準に関する条例（平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 139 号）

「厚労令第 28 号」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）

「厚労令第 29 号」：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）